

袖ヶ浦市第 4 次行政改革大綱実施計画（改訂版）

平成 1 7 年度～平成 2 1 年度
（修正案）

平成 2 1 年 7 月
袖 ヶ 浦 市

目次

第4次行政改革大綱（改訂版）

目標1 市民との協働によるまちづくりの推進		頁
1	開かれた行政の推進 (整理番号1)	・・・1
2	市民の自主的活動の促進 (整理番号2)	・・・2
目標2 効率的な行財政運営の確立		
1	事務事業の見直し	
	事務の効率化等 (整理番号3)	・・・3
	市政の電子化 (整理番号4)	・・・4
	環境への配慮 (整理番号5)	・・・4
	補助金・使用料・手当等の見直し (整理番号6)	・・・5
2	組織・機構の充実 (整理番号7)	・・・6
3	人材育成の推進 (整理番号8)	・・・7

1 袖ヶ浦市第4次行政改革大綱実施計画（改訂版）について

この実施計画は、袖ヶ浦市第4次行政改革大綱（改訂版）に基づき、平成17年度から平成21年度の5箇年において、具体的に推進する改革項目を掲げたものです。

2 実施計画の各項目について

（1）改革項目、改革内容

- ・袖ヶ浦市第4次行政改革大綱（改訂版）に基づいた改革項目です。
- ・検討のみを行う事項（実施の必要性等の調査や実施に向けた準備等を行います）についても改革項目として取り上げています。

（2）経費

- ・改革内容を実施するために、平成17年度から平成21年度の間が必要とされる経費（見込み。正規職員人件費は除く）です。
- ・「－」が記述されているものは、現段階では算出が困難なものです。

（3）改革効果

- ・改革内容の実施により想定される効果です。また、現時点で削減経費を算定（見込み。経費を差引いていない額で、単位は千円）できる場合は、これを記述しています。

（4）現状値、行政改革の数値目標等

- ・平成16年度実績における現状値及び平成21年度における改革目標を数値等で示したものです。「－」が記述されているものは、現時点で、数値を具体化できないものです。

（5）実施時期、実施内容及び数値目標

- ・「改革内容」の実施スケジュールです。
- ・「実施」を複数年度に記述している場合、原則として各年度毎に「改革内容」を実施します（複数年かけて「改革内容」を実現する意味ではありません）。なお、1つの改革項目において複数の改革内容がある場合等は、個別に実施する内容を記述しています。
- ・数値目標は、各年度における改革目標を数値等で示したものです。